

令和5年度

**第21期第21回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和6年2月2日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和6年2月2日(金) 午前10時00分から11時7分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網漁業））に関する許可又は起業の認可に関する取扱いの一部改正について
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る令和6年度目標増殖量について
- 3 報告事項1 第五種共同漁業の免許について
- 4 その他
(1) 次回の委員会日程等について

出席委員

浅尾和司	大瀬公司	垣外昇	笠見和彦
井上亜貴	加治佐隆光	三輪理	金岩稔

(※斜体字：Web出席)

欠席委員

中本恵二 河村功一

事務局

事務局長	林茂幸
主幹	増田健
主査	葛西学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

課長補佐兼班長	森田和英
係長	程川和宏
主任	中瀬優

傍聴者

なし

計 14 名

○浅尾会長

ただ今から第 21 期第 21 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席が中本委員、河村委員の 2 名、ウェブでの出席、三輪委員 1 名を含め出席委員 8 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、笠見委員、金岩委員にお願いします。

それでは議案 1「小型機船底びき網漁業(貝けた網漁業(木曾三川しじみ貝けた網漁業))に関する許可又は起業の認可に関する取扱いの一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

資料 1 の 1-1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 6 年 1 月 16 日付け、農林水第 24-4264 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

三重県漁業調整規則第 53 条第 2 項において準用する同規則第 12 条第 3 項及び第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課(程川係長)

1-1 ページに諮問書を添付しています。知事許可漁業に関しましては、漁業毎に制限措置や許可の条件を定めた許可又は起業の認可に関する取扱いを作成しています。今回はそのうち内水面で行う小型機船底びき網漁業に関する取扱いを一部改正するにあたって委員会の意見を伺うものとなります。なおこの内容については、昨年一昨年もこの時期に同じような内容で意見を伺わせていただいているものとなります。

1-2 ページをご覧ください。まず今回内水面漁場管理委員会に意見を伺う根拠ですが三重県漁業調整規則第 53 条第 2 項に、内水面における漁業に関しては内水面漁場管理委員会が海区漁業調整委員会の権限に属する事項を行うと規定されていることから内水面漁場管理委員会に意見を求めるものとなります。漁業調整規則の関係条文に関しましては、1-3 ページに記載してありますので、参考にご覧ください。

今回の諮問の内容ですが、小型機船底びき網漁業(貝けた網漁業(木曾三川しじみ貝けた網漁業))の許可の有効期間が令和 6 年 3 月 31 日で満了となるため、引き続き当該漁業を営むことができるようにするために、取扱いを一部改正するものとなります。ご意見を伺う内容については 2 つあります。まず 1 つ目、許可期間が満了となる当該漁業を引き続き営むことができるように許可の希望者から申請を受け付けることとなります。そのため、制限措置を定め申請すべき期間の設定というのが必要となります。三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項で知事が許可又は起業の認可をしようとする時は公示する制限措置の内容、申

請すべき期間について委員会の意見を聴かなければならないと定められているため、ご意見を伺うものとなります。今回の改正ですが申請すべき期間の設定、制限措置の隻数の変更を予定しています。2つ目は、三重県漁業調整規則第16条第1項第1号で許可の期間は3年と定められていますが、この3年よりも短い1年という許可期間としたいため、同条第2項の規定に基づいてご意見を伺うものとなります。

それでは具体的な改正の内容の説明をさせていただきます。1-4ページの新旧対照表をご覧ください。右側に現在のものが、左側に新しいもので改正案となります。

1 許可の有効期間についてですが、現在令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっているものを今回の切替えにあわせて令和6年4月1日から令和7年3月31日までと許可の有効期間を1年で更新したいと考えています。許可の有効期間を1年とする理由ですが、当該漁業の操業区域は木曾三川ということもあり、近隣県との調整または内水面と海面との境での漁業者間の調整といったものが必要となります。そのためこの許可に関しては、従来から許可の有効期間は1年として運用してきていますので引き続き今回の切替えにあたっても許可の有効期間は1年にしたいと考えています。2 許可又は起業の認可を申請すべき期間ということで実際に許可の申請を受け付ける期間について、令和6年2月6日から同年3月5日まで変更したいと考えています。期間的に十分に許可申請される方の準備する期間は取れているものと思われま

す。次は4制限措置についてです。制限措置には操業区域、漁業の時期、推進機関の馬力数、船舶のトン数、許可すべき隻数、漁業を営む資格等いろいろありますが、今回大きく変更を考えていますのは、隻数の部分になります。現在85隻となっているものを今回の切替えにあたっては77隻としたいと考えています。これは、当該漁業を受けている者で構成されている木曾三川しじみ協議会という組織があり、そこを通じて許可期間の満了に伴い、引き続き申請するか、廃業するか、新しい方が入られるかといった意向を聞き取り、調整を行った結果、77という隻数になりました。

もう2点変更点がございます。漁業区域の部分ですが基点1の表記について、現在桑名市長島町木曾川堤防上石標となっているところを、木曾川堤防上旧石標ということで旧という文字をひとつ入れたいと考えています。もう1点、1-5ページの基点2桑名市住吉神社境内東北角石柱となっているところを、桑名市住吉町住吉神社鳥居脇漁業権基標に改めたいと考えています。この変更については、海面の共同漁業権の切替えにあたって、基点の表記に変更があった部分があったため、それに合わせて文言を改正するものであり操業区域については、従来とは変更はありません。

説明については以上となります。

○浅尾会長

ただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○金岩委員

隻数ですが、85隻から8隻減るわけですけど、これは実働しているものが8隻減ったということですか。

○水産資源管理課（程川係長）

そうですね。実際現在の数としては、81 隻になっているのですが、今回の許可期間が終わるにあたって新しい許可はどうされますかという意向調査を行ったところ、もうやめると言われる方もいて、要望をとった結果が 77 隻という数字になっています。

○金岩委員

漁業時期は 1 月 1 日から 12 月 31 日までなのに有効期間とずれがあるのですか。今やっている 81 隻の内、要望されなかった人はどうされているのか、既にやめているのですか。

○水産資源管理課（程川係長）

そこは人にもよりますが、許可期間自体が 3 月末までありますのでそこまでされる方もいるでしょうし、もうやめてみえる方もいるかと思います。

○金岩委員

でも実際の認可申請自体は 2 月ですよ。

○水産資源管理課（程川係長）

2 月から 3 月の間で申請を上げていただくという形になります。

○金岩委員

その段階で 77 隻以上申請がきたら、誰かに我慢してもらおうということですか。

○水産資源管理課（程川係長）

我慢してもらおうといいますが、そこはこの数を超えた時の取扱いを定めてあります。

○金岩委員

希望がこれだけだからという形で決めるべきものなのか、それとも資源状態がこれくらいだからという形で決めるべきものなのかということをお聞きしたかったのですが、いずれにしても決している条件ではないですね。こういうなかでも鑑みて減らすということも。

○水産資源管理課（程川係長）

それもありますね。要するにやりたい方の意見を尊重しますが、全く資源がないようであればその方すべてに許可を出すことは難しい場合もありますので、その辺りは勘案しながら数字を定めさせていただきたいと思います。

○金岩委員

わかりました。ありがとうございます。

○加治佐委員

アンダーラインが引いてある旧石標というのはどういうことですか。新石標と旧石標が

あるのですか。

○水産資源管理課（程川係長）

共同漁業権の海の方にあるその基点の名前にあわせています。

○加治佐委員

平面図で場所は確認できるのですか。

○水産資源管理課（程川係長）

この共同漁業権の漁業権図があり、基点の位置はわかります。

○加治佐委員

そうですか。図面があるのならわかりました。あとは感想になるのですが、実際この文章だけからこの石標に行こうと言われても場所がわからないと思います。ですので、資料を出される時は、図面もセットでお願いします。

○浅尾会長

他にご意見はございませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

ないようでしたら、議案1につきましては、県原案どおりとしてよろしいでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1につきましては、県原案どおりとされたい旨答申いたします。

続きまして、議案2「第五種共同漁業権に係る令和6年度目標増殖量について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2ページをご覧ください。

2-1ページが「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」により算出した令和6年度の目標増殖量案で前回の委員会でご協議いただいた数量となっています。

この数量を各漁業権者に示して意見照会を行いました。意見の提出はございませんで

した。

2-3ページから2-6ページには、関係法令等として、漁業法の関係条文と漁場計画の樹立についての抜粋がございます。なお、2-3ページの後段の漁場計画の樹立については、平成24年水産庁長官通知をそのまま抜粋していますので下から2行目の法第127条は、現在の法第168条となります。

2-7ページから2-16ページには、目標増殖量に係る増殖実施報告要領と各様式及び記入例を添付しております。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

漁協に意見照会を行った結果、どこからも意見がありませんでしたが、委員の方からは、何かご意見はございますか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

ないようでしたら、議案2につきまして、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、告示等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

2-2ページをご覧ください。

「第五種共同漁業権に係る令和6年度目標増殖量」の告示案です。令和6年2月27日付け、三重県内水面漁場管理委員会告示第1号で告示を予定しています。

○浅尾会長

議案2「第五種共同漁業権に係る令和6年度目標増殖量について」につきましては、ただいまの内容のとおりとして、可決し、告示することとします。

○金岩委員

一点質問ですが、告示案の中の標準的なサイズが書かれていますがどういう目的と根拠なのですか。

○事務局(林事務局長)

取扱方針には記載がありませんので、過去の議事録等を確認させていただきます。少し

お時間を頂戴し、告示までに委員の皆さまにご回答させていただきたいと思います。

○浅尾会長

それではよろしく申し上げます。

続きまして、報告事項1「第五種共同漁業の免許について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

第五種共同漁業の免許につきましては、三重県内のほか、和歌山県と奈良県の一部における内水面漁場計画や免許申請内容に関する各知事からの諮問に対し、公聴会の開催や委員会での審議を経て、答申をさせていただきました。

その後、三重県農林水産部長及び和歌山県、奈良県の各知事から免許した旨の通知がありましたので報告させていただきます。資料は3になります。

3-1 ページから3-3 ページが三重内共第1号から第17号までの17件、3-4 ページから3-11 ページが和内共第1号を含む和歌山県分、3-12 ページから3-18 ページが奈内共第29号及び奈内共第30号です。なお、奈良県からは三重県知事あてのみ通知文書が発出されていますので、その写しを添付させていただいております。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

水産資源管理課から補足説明があれば、お願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

今回第五種共同漁業権の切替えの方を担当させていただきました。10年に一回という慣れない業務のなか、皆さまには多大なるご協力をいただきまして、無事免許をすることができました。誠にありがとうございました。第五種共同漁業権の性質上、目標増殖量の設定に関しましてこれからもお世話になりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○浅尾会長

漁業権の更新ということで、大変ご苦勞様でございました。

ただいまの説明について、ご意見はございませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

ないようでしたら、その他事項に入らせていただきたいと思います。内水面漁連から要望書が提出されたということで事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

1月30日に三重県内水面漁業協同組合連合会から目標増殖量にあまごの発眼卵放流も対象に含められたい旨の要望書が提出されました。今後委員会としての対応等につきまして、ご検討いただければと思います。

○浅尾会長

皆様のご意見を伺いたいと思います。何かご意見がございましたらお願いします。

○金岩委員

随分前から発眼卵放流は、公的根拠もあり、効果的であると言われていています。目標増殖量の性質上、資源の増殖を行うためには、取り入れるべきだと思いますし、その際には、稚魚に対する換算式のようなものを設定しなければならないと思います。

群馬県の例では、発眼卵数×0.1つまり10%換算にして稚魚の匹数にあわす換算式にしていますが、どのような経緯で出されたのかは、私も存じません。ただ国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所の中村さんが取りまとめた論文には、発眼卵1粒あたりが稚魚の2.68倍位の増殖効果があるということが示されています。

○垣外委員

発眼卵1粒で2.68というのほどのように理解したらよろしいか。

○金岩委員

発眼卵放流の方が稚魚になる率とその後の成魚までの残存率が稚魚放流より高いことが知られています。だから稚魚1匹を放流するよりも発眼卵を1粒放流する方が成魚となっているその割合は相対的に2.68倍残るということです。

○垣外委員

発眼卵1粒は1匹ですな。

○金岩委員

1匹ですが、稚魚の方が半分あるいは、1/3までしか成魚にならないとするならば成魚になる発眼卵が全部残ったとして、2から3倍になります。経済的面からも発眼卵の方が稚魚よりずっと安いんですね。だから発眼卵放流の方が漁協の経済的負担を抑えられます。その上効果も高いとなるとやらない理由がないですね。ただなぜ全国で積極的にやらないのかというひとつは漁協とあまごの種苗生産会社が割と持ちつ持たれつになっているところがあって、種苗放流を全部発眼卵にすると今の金額だと種苗生産会社の売り上げが1/10位になってしまいます。なのでそういうのもあるのではないかなと中村さんの個人的意見として伺っています。ただ発眼卵自体の値段を取り決めて、もう少し上げてもいいと思います。そうすれば種苗生産会社は低コストでもうけることができるし、漁協は低コストで目標増殖量を上回る放流ができるようになって、実際的に成魚として残る数も増える。そうになったら悪い話ではないと思いますので、その第一歩として目標増殖量に入れ

ることができますよというルールを作って、あとは各漁協の判断でいいと思います。

でも発眼卵放流等のマニュアルには、向いている川と向いてない川がある、流速などの条件が書かれています。でもこれは、種苗放流のときの条件でもあります。今、目標増殖量を定めている河川で、本来は種苗放流すべきではない川ももしかしたらあるかもしれません。自然再生に任せておいた方が個体の維持には安定性を増すっていう可能性があるという懸念は目標増殖量の換算や設定に全く考えられていない。本来は川ごとに、そもそも放流すべきなのか、放流ではないなにかをするべきなのかというようなことも示すべきなのでしょうが、それはまた大きなトピックとして将来的課題としてあるのではないかと思います。

○垣外委員

あゆの場合はどうですか。

○金岩委員

あゆの発眼卵放流を行っているところもありますが、あゆの場合は浮上した後、海へ行ってしまい、放流場所へ戻ってくる保証がありません。川によっては数%しか戻ってこないところもあるみたいで、そうすると発眼卵放流したはいいけど、その川の目標増殖量として何%換算するのかっていうのがだいぶ難しくなると思います。

○垣外委員

あゆの場合は、発眼卵放流してその成魚まで成長しなかったら、どうなるのか。当初はそのリスクを見ながら、今放流している倍位。

○金岩委員

あまごに関しては、様々な条件で試しているのが、追加資料の論文です。全国の河川で調べた結果に基づくと稚魚放流よりも2.68倍位は残るということです。

もちろん河川によってばらつきはあると思いますが、やるときにいくらか調査した方がベターだとは思いますが。

○垣外委員

かわう対策で費用が増えるということは。

○金岩委員

かわう対策の費用はきっと減りますね。稚魚放流したら放流した時に多く喰われやすいと思います。

○垣外委員

かごを入れて、どれ位に成長したらというのは。

○金岩委員

だいたい2か月位かな。

○垣外委員

泳げるようになってから。

○金岩委員

浮上してからですね、大内山川の上流では漁協ではなく、任意団体があまごの発眼卵放流をされています。つい先週の日曜日にかご回収をされていました。放流自体は11月末位だったと思います。なのでふ化してしばらく置いてからですね。どちらかという、かごを使わない放流の方が浮上率は高いと言われています。人工産卵所のような感じで、河川河床の下のところを砂利作って、その下に塩ビのものを使って、石の下に卵を入れ込みます。そういう形の方がどうしてもかごだと水通っているのですが、かびが生えやすいので、そういう懸念があります。ただかごの方が取扱いしやすいし穴を掘らなくていいので、結構かご放流されています。

かごで行うと、浮上率を直接的に観察できることもひとつの利点です。あと何卵入れたら何匹稚魚が出てきたかとか、そういった意味では最初の取組的にはかごで行った方がやりやすいかもしれません。

○大瀬職務代理者

その発眼の卵は、いくらですか

○金岩委員

論文には、1粒2.1円から2.4円と書いてあります。

○事務局（林事務局長）

先ほどお話がありましたあゆの発眼卵放流については、一部の漁協でシュロに卵を付けかごに入れて、ふ化後に泳いでいく方法がすでに行われており、この委員会の取扱方針でも認められています。

○浅尾会長

内水面漁連からの要望に対し、今協議していただいているのですが、仮にこの発眼卵放流を放流量に加えるとなりますと取扱方針の大きな変更になります。ですから私としては内水面漁連から要望とは別に漁業協同組合がどのような意見を持っているのかアンケートのような形で確認したいと思うのですが。

○三輪委員

私は発眼卵放流にはもちろん賛成ですが、資源放流に替えて発眼卵放流にしないでいいということではなく、発眼卵放流でもいいということにするのであれば、漁協がそんなことをされては困るということにはならないのではないのでしょうか。ですから特にア

アンケートは取る必要がないように思います。

○浅尾会長

今回提出された要望書は、内水面漁業協同組合連合会からのもので、漁協から直接要望や意見があれば委員会としても協議を進めやすいと思いますがどうでしょうか。

○三輪委員

漁協に対し規則を緩くすることに、意見を聞く必要があるのか。発眼卵放流ができるとした場合に漁協にどのような不利があるというのでしょうか。

金岩委員が資料をお示しになられたとおり、発眼卵放流に関しては稚魚放流と比べて劣る点はなく、いい点が多々あるということで躊躇する理由は全くないと思います。

○浅尾会長

取扱方針の変更となりますので、直接漁協からの要望があれば検討を続けていくことができると私は思っているのですが、ほかの皆さんのご意見はどうでしょうか。

○金岩委員

内水面漁連は漁協の意見の取りまとめ機関として、そこからの意見であると判断するのであればアンケートは必要ないかなと思います。この内水面漁場管理委員会は、漁業法に基づいて内水面漁業の、管理・調整機構としての役割が規定されていますので漁業を直接営んでいる漁協の意見が必要と判断するならば、会長がおっしゃられるステップを踏む方法もよいのかと思います。個人的には、議論しながら漁協の意見も聞いてみる。取扱方針の改正の時に漁協にアンケート取れば、我々が考えていない別の不利益がある可能性もありますから、それを確認する意味ではやってもいいと思います。例えばですが、考えられる不利益のひとつとして、漁協自体がこの種苗生産をしている場合には種苗の売り上げが落ちるから認めてもらったら困るといわれる可能性はあります。実際にそれがあつかは別としまして、議論を進めていくのを妨げるものでもないと思います。

○浅尾会長

この内水面漁連の要望を軽く見ているわけではないですが、ここには伊賀川を始めとする5つの漁協で実施され、要望が出ていると書いてありますが、それがどこの漁協からなのか、複数の漁協からそういう要望が出ているのかということも含めまして、直接委員会から漁協にアンケートを取りながら並行して発眼卵放流についても協議していくというのがいいのかなと思います。もちろん発眼卵放流を否定するものではありません。私としても前向きに進められたらいいと思いますが、あまごを放流していない関心のない漁協もあるかと思いますが。漁協の意見や実情も含めて、県内の漁協に聞いてみたらどうでしょうか。

○金岩委員

発眼卵放流をすでに行っている漁協がどれだけあるのか、そうすればニーズの評価にも

なると思いますので、聞くこと自体はいいと思いますが、議論は進めていただきたいと思います。

取扱方針の改正は、急げば今年に間に合うのでしょうか。去年までの換算に入れることは無理としても令和6年度分の目標増殖量示していますが、その達成のために放流量に入れられるのであれば、例えば次の委員会までに結論が出せるのであれば急いだほうがいいと思いますし、時間がかかるのであればゆっくりやればいいと思います。

○事務局（林事務局長）

目標増殖量は年度単位のため、4月1日からのものになります。今は2月ですので4月1日までに取扱方針を改正するには、事務的に難しいと思われま。ご議論いただいて令和6年度の途中に改正することは可能ではないかと思。います。

○金岩委員

それでしたら議論する時間も十分にあると思います。三重県だと発眼卵放流は11月頃から行いますので、それまでに各漁協に示せば不利益もないと思います。

○三輪委員

私がアンケート取る必要ない、取らないほうがいいと思うのは、新しいことをしようとすると新しいものほとにかくいやだ、よくわからないものはいやだというような古い考え方が結構おみえになります。そのようなことだけで反対されるのが心配なのです。科学的なデータを見ても発眼卵放流はすぐれているというのは既に明らかなわけですから、内水面漁連から要望があろうがなかろうが、こういう科学的な事実があるのだから取り入れていくべきだと思います。委員の皆さまがそれでも漁協の意見を聞きたいとおっしゃられるならこれ以上反対はいたしません。ただしアンケートに発眼卵放流を取扱方針に入れるのを反対される場合はその理由をしっかりと書いていただきたい。そのような内容のアンケートにしていきたい。

○浅尾会長

アンケートの文案も含めて検討を進めていけたらと思います。発眼卵放流は既に実施している漁協もあり、有効であるということも今聞かせていただきました。ただこれを目標増殖量の中に取り入れるべきかどうかと言うのは、この委員会で協議していきたいと思。います。

○加治佐委員

アンケートは尋ねる文案によって出てくる答えが決まりがちの場合がありますので、文頭に委員会としては発眼卵放流の話を進める方向でいます。というのは書いていただ。いていいのかと思います。

それとあまご以外の魚種も加えることについて項目に含めていただけたらと思。いました。

○大瀬職務代理者

この案件、今日初めて聞いたものであまり深く理解していないし、わからないこともありますので、理解されている委員もみえますから、そう慌てなくて委員の皆さまも勉強していただいて、継続審議という形にさせていただいたらと思います。

○浅尾会長

ありがとうございます。この要望の協議につきましては、アンケートも含めて今後も継続して進めていきたいと思えます。

○垣外委員

議案に1件加えるわけですね。議案3として。

○浅尾会長

本日は、議案ではなく、その他事項として協議させていただいています。

○事務局（林事務局長）

急遽この要望書をいただきましたので、本来であれば事前に送付させていただくところでしたが、今回は緊急にその他事項としてあげさせていただきました。

進め方としましては、以前に委員の皆さまにあゆの増殖係数で時間をかけて協議を進めていただいたときと同じように、まずはその他事項であげて、先ほど継続審議というご意見をいただき、今後何度か協議を重ねていただいて、最終的に取扱方針の改正という議案により、委員会として決定していく流れになるかと思えます。

○浅尾会長

それではただいまのその他事項として説明のありました内水面漁連からの要望につきましては、継続して協議を続けていきたいと思えます。

○三輪委員

先ほど発眼卵放流をすでにされているところがあるという情報がありましたけれども、委員会に報告される放流量とは別にされているということですね。

○浅尾会長

はい、そうです。

○三輪委員

わかりました。

○浅尾会長

続きまして「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

令和5年度の委員会は、今後議案等がなければ、本日が最後の開催となる見込みです。

次回の開催予定につきましては、ただいま継続して協議していくこととなりました事項も含めて、4月に開催を予定させていただいておりますので後日メール等でご連絡させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

以上で本日の議案審議は、終了いたしました。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。